

東海市建設工事等請負業者選定要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、東海市指名審査会（以下「審査会」という。）における業者の選定の方法を定めるものとする。

(発注の種類)

第2条 発注の種類は、次のとおりとする。

- (1) 建設工事
- (2) 設計、監理、調査、測量業務
- (3) 工事用資材の納入、土木工作物の清掃業務等

(建設工事の発注基準)

第3条 土木一式工事、建築一式工事、舗装工事、造園・植栽工事、水道施設工事及びその他工事（大工工事、左官工事、とび・土工・コンクリート工事、石工事、屋根工事、電気工事、管工事、タイル・れんが・ブロック工事、鋼構造物工事、鉄筋工事、しゅんせつ工事、板金工事、ガラス工事、塗装工事、防水工事、内装仕上工事、機械器具設置工事、熱絶縁工事、電気通信工事、さく井工事、建具工事、消防施設工事及び清掃施設工事をいう。）の発注基準は、別表第1のとおりとする。ただし、正当な理由があればこれによらないことができる。

(建設工事の種類に対応する許可業種)

第4条 発注する建設工事の種類に対応する許可業種は、次の表のとおりとする。

	発 注 工 事 の 種 類	左の工事種類に対応する許可業種
1	土木一式工事	土木工事業
2	建築一式工事	建築工事業
3	舗装工事	舗装工事業
4	造園・植栽工事	造園工事業
5	水道施設工事	水道施設工事業
6	道路標識等設置工事	とび・土工工事業
7	電気設備工事	電気工事業
8	管、空調、厨房設備、浄化槽工事	管工事業
9	鋼構造物工事	鋼構造物工事業
10	塗装工事・道路区画線工事	塗装工事業
11	防水工事	防水工事業

1 2	機械設備工事	機械設備設置工事業
1 3	下水処理設備工事	水道施設工事業
1 4	汚水処理施設工事	清掃施設工事業

(注) 発注工事の種類については、上記のほか、建設業法、昭和 47 年 3 月 18 日付け建設省計建発第 46 号の建設省計画局長通知による。

(選定基準)

第 5 条 業者を選定しようとするときは、入札参加資格者名簿に登載された者の中から選定しなければならない。

2 建設工事について業者を選定しようとするときは、前条に規定する発注工事の種類に対応する許可業者でなければならない。

3 第 3 条に規定する各工事については、別表第 1 のそれぞれの設計額の区分に対応する等級に格付けされた業者の中から選定しなければならない。

4 設計、監理、調査、測量業務又は工事用資材の納入、土木工作物の清掃業務等（草刈を含む。）について業者を選定しようとするときは、測量等の実績、経営規模等を勘案して選定しなければならない。この場合の発注基準は、別表第 1 の「造園・植栽工事」の数値を適用するものとする。

5 前 4 項のほか、競争に参加する業者を選定しようとするときは、次の各号に掲げる事項に留意するとともに、当該会計年度における指名及び受注の状況を勘案し、指名が特定の業者に偏らないようにしなければならない。

- (1) 入札参加資格者名簿に登載した日（以下「審査基準日」という。）以降における不誠実な行為の有無
- (2) 審査基準日以降における経営状況
- (3) 審査基準日以降における工事成績
- (4) 当該工事に対する地理的条件
- (5) 手持ち工事の状況
- (6) 当該工事施工についての技術的適性
- (7) 審査基準日以降における安全管理の状況
- (8) 審査基準日以降における労働福祉の状況

(選定基準の特例)

第 6 条 建設工事が次の各号の一に該当するときは、等級の区分にかかわらず業者を

選定することができる。

- (1) 災害復旧工事又は短期間で完了する必要がある工事
- (2) 特定の機械又は技術を必要とする工事
- (3) 特異工事
- (4) その他特に必要と認める工事

(委託設計に係る工事についての業者選定)

第7条 委託設計に係る工事についての業者の選定に当たっては、当該工事の設計受託者及び当該設計受託者と資本、人事面等において関連があると認められる業者は、原則として選定しないものとする。

(選定の原案)

第8条 業者の指名選定の原案は、各主管課等の長の作成する指名審査会表（別記様式）により行うものとする。

(随意契約者の選定)

第9条 随意契約者の選定は、随意契約の理由及びその他の条件を勘案して適正な業者を選定するものとする。

(指名停止等)

第10条 不正又は不誠実な行為をなした業者があるときは、指名を一定期間停止するものとし、その期間は審査会で決定する。

- 2 前項の場合において、不正又は不誠実な行為等を知ったときは審査会で審議されるまでの間、当該業者の選定については慎重を期するものとする。

(雑 則)

第11条 この要領で定めるものを除くほか、必要な事項は審査会において定める。

附 則

- 1 この要領は、平成6年3月29日から施行し、平成6年度の発注にかかる業者の選定から適用する。
- 2 東海市建設工事請負選定要領（昭和59年4月13日施行）は廃止する。

附 則

この要領は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年3月24日から施行し、令和7年度の発注にかかる業者の選定から適用する。